

新旧対照表

新	旧								
<p>附則</p> <p>1 この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号から第5号まで、第8条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から適用する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号から第5号まで、第8条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p>								
<p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助対象施設</th> <th style="width: 90%;">(省略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">補助対象経費</td> <td> <p>補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>令和7年 月 日 高長社第 号「高知県軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて(通知)」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象施設	(省略)	補助対象経費	<p>補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>令和7年 月 日 高長社第 号「高知県軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて(通知)」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助対象施設</th> <th style="width: 90%;">(省略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">補助対象経費</td> <td> <p>補助対象経費は、以下の①から②までの合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>③軽費老人ホームのうちキャリアパス要件を全て満たす施設における介護職員等の処遇改善を図るための経費(以下「処遇改善費」という。)</u></p> <p><u>(注)キャリアパス要件</u></p> <p><u>ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</u></p> <p><u>イ 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</u></p> <p><u>ウ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質の向上目標及び実現のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</u></p> <p><u>エ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判断する仕組みを設けている。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる内容について全ての介護職員に周知している。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象施設	(省略)	補助対象経費	<p>補助対象経費は、以下の①から②までの合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>③軽費老人ホームのうちキャリアパス要件を全て満たす施設における介護職員等の処遇改善を図るための経費(以下「処遇改善費」という。)</u></p> <p><u>(注)キャリアパス要件</u></p> <p><u>ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</u></p> <p><u>イ 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</u></p> <p><u>ウ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質の向上目標及び実現のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</u></p> <p><u>エ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判断する仕組みを設けている。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる内容について全ての介護職員に周知している。</u></p>
補助対象施設	(省略)								
補助対象経費	<p>補助対象経費は、以下の①及び②の合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>令和7年 月 日 高長社第 号「高知県軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて(通知)」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>								
補助対象施設	(省略)								
補助対象経費	<p>補助対象経費は、以下の①から②までの合計額とする。</p> <p>①軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、<u>平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」</u>に基づき徴収すべき事務費(以下「事務費基準額」という。)の一部を減免した経費</p> <p>②軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金(基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。))の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の賃金改善を図るための経費(以下「ベースアップ等支援費」という。)</p> <p>(注)介護職員等は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設において一般入所者を担当する介護職員とする。</p> <p>なお、施設において介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。</p> <p><u>③軽費老人ホームのうちキャリアパス要件を全て満たす施設における介護職員等の処遇改善を図るための経費(以下「処遇改善費」という。)</u></p> <p><u>(注)キャリアパス要件</u></p> <p><u>ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</u></p> <p><u>イ 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</u></p> <p><u>ウ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質の向上目標及び実現のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</u></p> <p><u>エ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判断する仕組みを設けている。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる内容について全ての介護職員に周知している。</u></p>								

新旧対照表

新	旧
<p>補助金の交付額は、施設ごとに事務費基準額から事務費本人徴収額を控除した額に調整率1.02996を乗じた額(1円未満切捨て)へ次の加算を加えたものと事務費実支出額から事務費本人徴収額を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>ただし、新たに事業を開始した施設については、事業を開始した日を含む月から3ヶ月の間は、次により算出した額を事務費基準額とする。</p> $\text{事務費基準額(月額)} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{\text{当該月の実日数}}$ <p>ベースアップ等支援費加算 対象となる介護職員一人(月平均)につき9,000円(月額)を当該年度における開設月数で乗じた額とし、以下のとおり算定する。</p> <p style="text-align: center;">9,000円×対象介護職員数(月平均)×開設月数</p> <p>(注)1. 対象介護職員数(月平均)は、各月の介護職員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を控除した数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。ただし、小数点第2位以下は切捨てとする。</p> <p>2. 一般入所者の入所日数が0となる月は、「開設月数」に算入しない。</p> <p>3. 実際に介護職員等の賃金改善に要した経費が「ベースアップ等支援費」を上回らなければならない。</p> <p style="color: red;">(削除)</p>	<p>補助金の交付額は、施設ごとに事務費基準額から事務費本人徴収額を控除した額に調整率1.02996を乗じた額(1円未満切捨て)へ次の加算を加えたものと事務費実支出額から事務費本人徴収額を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>ただし、新たに事業を開始した施設については、事業を開始した日を含む月から3ヶ月の間は、次により算出した額を事務費基準額とする。</p> $\text{事務費基準額(月額)} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{\text{当該月の実日数}}$ <p>①ベースアップ等支援費加算 対象となる介護職員一人(月平均)につき15,000円(月額)を当該年度における開設月数で乗じた額とし、以下のとおり算定する。</p> <p style="text-align: center;">15,000円×対象介護職員数(月平均)×開設月数</p> <p>(注)1. 対象介護職員数(月平均)は、各月の介護職員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を控除した数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。ただし、小数点第2位以下は切捨てとする。</p> <p>2. 一般入所者の入所日数が0となる月は、「開設月数」に算入しない。</p> <p>3. 実際に介護職員等の賃金改善に要した経費が「ベースアップ等支援費」を上回らなければならない。</p> <p>②如遇改善費加算 <u>平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づく事務費(特定施設入居者生活介護の提供を受ける入所者分を除く)に加算率10%及び調整率1.02996を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、以下のとおり算定する。</u></p> <p style="text-align: center;">事務費基本額(一般入所者の単価(月額))×加算率10%×一般入所者数×調整率1.02996</p> <p>(注)一般入所者数は、各月初日の一般入所者数を12ヶ月分合計した数とする。ただし、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分までは、1ヶ月の利用延べ人員を当該月の実日数で除した人数(小数点以下四捨五入)とする。</p>

新旧対照表

旧

第1号様式（省略）

別紙1 補助金所要額調書											
施設名											
(単位：円)											
総事業費	事務費 支出予定額 (A)	事務費基準額 (B)	事務費 本人徴収 予定額 (D)	(C)-(D)		基礎事務費 補助額 (E)×1.02996 (F)	パーソナル 等支援費 (G)	(H)	事務費補助 算定額 (F)+(G)+(H)	補助所要額 (B)-(D) or (1)	備考
				(E)	(F)						
									(11)	(11)	

(注1) (F) 欄については、(E) 欄の額に1.02996を乗じた額（1円未満切捨て）を記入してください。
 (注2) (J) 欄については、(B) 欄の額から (D) 欄の額を控除した額と (I) 欄の額のいずれか少ない方の額を記入してください。

新

第1号様式（省略）

別紙1 補助金所要額調書											
施設名											
(単位：円)											
総事業費	事務費 支出予定額 (A)	事務費基準額 (B)	事務費 本人徴収 予定額 (D)	(C)-(D)		基礎事務費 補助額 (E)×1.02996 (F)	パーソナル 等支援費 (G)	(H)	事務費補助 算定額 (F)+(G)+(H)	補助所要額 (B)-(D) or (1)	備考
				(E)	(F)						
									(11)	(11)	

(注1) (F) 欄については、(E) 欄の額に1.02996を乗じた額（1円未満切捨て）を記入してください。
 (注2) (I) 欄については、(B) 欄の額から (D) 欄の額を控除した額と (H) 欄の額のいずれか少ない方の額を記入してください。

新旧対照表

新	旧																																																																																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施設名</p> <p>(5) ベースアップ等支援費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象介護職員数</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 15%;">開設月数</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">① ベースアップ等支援費見込額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③ 資金改善を行う給与の種類</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td colspan="5">④ 資金改善実施期間</td> </tr> <tr> <td colspan="5">令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑤ 具体的な取組内容</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> (当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> </table> <p>※ 対象介護職員は、各月の介護職員数(常勤換算)から特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を控除した数を12ヶ月分合計したうえで12で除して求める。 ※ ①欄の額は9千円×対象介護職員数(月平均)×開設月数で算出した額とする。 ※ 一般入所者の入所日数が0となる月は開設月数に算入しない。</p> </div>	対象介護職員数	人	開設月数	月		① ベースアップ等支援費見込額					② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)					③ 資金改善を行う給与の種類					<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()					④ 資金改善実施期間					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					⑤ 具体的な取組内容					(当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施設名</p> <p>(5) ベースアップ等支援費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象介護職員数</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 15%;">開設月数</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">① ベースアップ等支援費見込額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③ 資金改善を行う給与の種類</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td colspan="5">④ 資金改善実施期間</td> </tr> <tr> <td colspan="5">令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑤ 具体的な取組内容</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> (当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> </table> <p>※ 対象介護職員は、各月の介護職員数(常勤換算)から特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を控除した数を12ヶ月分合計したうえで12で除して求める。 ※ ①欄の額は15千円×対象介護職員数(月平均)×開設月数で算出した額とする。 ※ 一般入所者の入所日数が0となる月は開設月数に算入しない。</p> <p>(6) 処遇改善費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>事務費基本額</th> <th>加算率</th> <th>一般入所者数</th> <th>調整率</th> <th>処遇改善費見込額</th> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>a×b×c×d</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10%</td> <td></td> <td>1.02996</td> <td></td> </tr> </table> <p>キャリアパス要件 次のアからオまでのすべての基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> ウ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> エ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> <p><input type="checkbox"/> オ ア～エについて、全ての介護職員に周知している。</p> <p>※ 昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、県からの求めがあった場合には速やかに提出できるように、適切に保管すること。</p> <p>記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。</p> <p>令和 年 月 日 法人名 氏名 代表者 職名 氏名</p> </div>	対象介護職員数	人	開設月数	月		① ベースアップ等支援費見込額					② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)					③ 資金改善を行う給与の種類					<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()					④ 資金改善実施期間					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					⑤ 具体的な取組内容					(当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()					事務費基本額	加算率	一般入所者数	調整率	処遇改善費見込額	a	b	c	d	a×b×c×d		10%		1.02996	
対象介護職員数	人	開設月数	月																																																																																																							
① ベースアップ等支援費見込額																																																																																																										
② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)																																																																																																										
③ 資金改善を行う給与の種類																																																																																																										
<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
④ 資金改善実施期間																																																																																																										
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																																																																																																										
⑤ 具体的な取組内容																																																																																																										
(当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
対象介護職員数	人	開設月数	月																																																																																																							
① ベースアップ等支援費見込額																																																																																																										
② 資金改善見込額総額 (右欄の額は①欄の額以上であること)																																																																																																										
③ 資金改善を行う給与の種類																																																																																																										
<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当 (新設) <input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
④ 資金改善実施期間																																																																																																										
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																																																																																																										
⑤ 具体的な取組内容																																																																																																										
(当該施設において資金改善内容の根拠となる規則・規定) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
事務費基本額	加算率	一般入所者数	調整率	処遇改善費見込額																																																																																																						
a	b	c	d	a×b×c×d																																																																																																						
	10%		1.02996																																																																																																							

新旧対照表

旧

第2号～第5号様式（省略）

別紙1												
補助金精算書												
施設名 _____												
(単位：円)												
総事業費 (A)	事務費 実支出額 (B)	事務費 基準額 (C)	事務費本人 徴収額 (D)	事務費減免額 (C)-(D) (E)	基礎事務費 補助額 (E)×1.02996 (F)	ペーパーワ ーク等支 援費 (G)	超過支費 (H)	事務費補助 算定額 (F)+(G) (I)	補助所要額 (B)-(D) or (I) (J)	補助金 交付決定額 (K)	補助金 受入額 (L)	差引超過不足 (L)-(K) or (L) (M)

(注1) (D)欄については、事務費本人徴収額と実徴収額のうち、合計額の大さい方を記入してください。
 (注2) (F)欄については、(E)欄の額に1.02996を乗じた額(円未満切捨て)を記入してください。
 (注3) ~~(H)欄~~については、(B)欄の額から(D)欄の額を控除した額又は(H)欄の額のいずれか少ない方の額を記入してください。

新

第2号～第5号様式（省略）

別紙1											
補助金精算書											
施設名 _____											
(単位：円)											
総事業費 (A)	事務費 実支出額 (B)	事務費 基準額 (C)	事務費本人 徴収額 (D)	事務費減免額 (C)-(D) (E)	基礎事務費 補助額 (E)×1.02996 (F)	ペーパーワ ーク等支 援費 (G)	事務費補助 算定額 (F)+(G) (H)	補助所要額 (B)-(D) or (H) (I)	補助金 交付決定額 (J)	補助金 受入額 (K)	差引超過不足 (L)-(K) or (L) (M)

(注1) (D)欄については、事務費本人徴収額と実徴収額のうち、合計額の大さい方を記入してください。
 (注2) (F)欄については、(E)欄の額に1.02996を乗じた額(円未満切捨て)を記入してください。
 (注3) ~~(H)欄~~については、(B)欄の額から(D)欄の額を控除した額又は(H)欄の額のいずれか少ない方の額を記入してください。

